

国別 WID 情報整備調査【タイ】（2002 年作成） 概要

タイの女性の概況

- ◆ タイの女性開発においては、社会に根強い女性差別的な考え方や慣習に対してジェンダー意識を高めていくことが最重要課題。
- ◆ 1997 年の新憲法制定に伴い、女性と子どもを保護し、機会均等を保証する多くの法律が整備された。
- ◆ 全てのレベルの選挙において、選挙立候補者の 30%を女性にするよう奨励することが、重要目標の一つとなっている。
- ◆ タイにおける過去数十年の観光振興は、売春形態の多様化を助長した。売春にはタイ女性だけでなく、中国やミャンマー国境地帯出身の少数民族の少女も関わっている。性産業に対する定期的な取り締まりも余り効果をあげていない。複雑化するこの問題に対して、関係省庁、および NGO は、少なくとも子どもの売春は阻止しようと努力している。
- ◆ 農業、製造業、商業、サービス業の4つのセクターにおいて、女性が主要な役割を果たしている。
- ◆ 伝統的に母系社会であり、女性を中心とした家庭生活が営まれることが多い。

WID/ジェンダーに関する政府の取り組み

- ◆ 新憲法(1997)は、「法の下での男女平等(第 30 条)」、「国家による家庭内暴力の防止(第 53 条)」を掲げている。
- ◆ 政府は 1999 年 6 月、女性と子どもに対する暴力を排除する国家政策を宣言した。
- ◆ 第 9 次国家経済社会開発計画(2002-2006)は、貧困削減を最優先に掲げ折、基礎的サービス(教育、社会サービス、資源、および情報)へのより多くのアクセスを提供することを目標としている。女性開発 5 カ年計画は女性の観点を重視し、国家開発計画と一貫性を持つように策定。
- ◆ 女性開発 5 カ年計画(2002-2006)は、経済、社会、政治、政府のあらゆるレベルにおける、より広範で実質的な女性の参加を目標にしている。計画の戦略は、①女性の基本的な潜在的能力を向上させる、②あらゆる意思決定レベルにおける女性の参加を支援する、③女性の平等性と社会的保護を促進する、④非ジェンダー・バイアス、およびメディアにおいて的確な女性像を普及させる、⑤あらゆるレベルの女性開発組織を強化する、である。
- ◆ 国連主導による女性問題の促進活動は、タイ女性の地位に対して影響を与え、国際協定や国際会議は政府の取り組みを先導してきた。

ナショナルマシーナリー

- ◆ 名称: 国家女性問題委員会(NCWA)(1989 年設立)
首相府に設置。国家開発計画の枠組みの中で女性問題に関する計画や政策を提言し、ガイドラインを策定する任務を負う。女性問題に関する政府機関や NGO の活動を調整、支援、モニタリングするという役割もあるが、政策実施機能はない。他の関係省庁との調整を行う機能を要するため、将来的には女性問題省に格上げされる予定。
- ◆ 課題: 女性開発計画はセクター計画・政策や、関係省庁の政策・行政費に直接的に反映されるものではない。また、通常の予算過程は各省庁の政策実施単位からボトムアップで形成されるため、女性開発計画と乖離が生じる。これを解決するため、女性開発の実施計画の統合や形成において関係省庁と調整を行うような戦略を立案中。

教育分野における WID/ジェンダー

- ◆ 1999 年国家教育法は、全ての児童・生徒のための 12 年間の教育制度という長期的な目標を掲げているが、現状では 9 年間の義務教育が施行されている。
- ◆ 識字率は、男性が 94%、女性が 90.5%で、平均では 92.3%であった(2000 年国勢調査)。年齢層別識字率は、12~59 歳ではおおむね男女とも 90%を超えているが、60 歳以上の年齢層の場合は男性 83.8%、女性 66.8%と男女間格差が大きくなる。
- ◆ ノンフォーマル教育局(DNE)は、地方レベルでの活動を重視しており、都市部よりも農村部において、より多くの教育機会を提供している。
- ◆ 初等教育の純就学率は男子 85.0%、女子 84.5%と、男女格差はほとんどない。ただし、都市部と農村部を比較すると、全課程において就学率に格差がみられる。
- ◆ 後期中等教育においては、就学者の 44%が男子で、女子は 56%であった(2000 年)
- ◆ 後期中等教育は女子比率の方が高いが、大学へは男子の方が多く進学している。
- ◆ 職業技術学校においては、男子が多いコースは産業機械科と農業科であるのに対して、女子は商業科や家政科といった伝統的に女性の就業に関連しているコースに多い。

保健医療分野における WID/ジェンダー

◆ 女性関連の保健医療政策

- ① 女児と妊産婦、および授乳期の女性の保健・栄養状態に対する重点的配慮
- ② 高齢・若年妊娠、および短すぎる妊娠間隔や多すぎる妊娠回数を防止するための情報・サービスへのアクセス確保
- ③ 全ての妊婦の出産前ケアへのアクセス確保、出産時の訓練を受けた医療関係者の立会い、およびハイリスクな妊娠や分娩異常時等のためのリファラル施設設置

◆ 97.7%の家庭に衛生的なトイレがあり、93%が安全な水を確保している(2000 年)。

◆ 村の保健ボランティア(VHV)は、プライマリー・ヘルスケアにおいて不可欠であり、コミュニティ・レベルでの政府保健医療サービスを補う役割を担っている。(保健医療情報の伝達、プライマリー・ヘルスケアの提供、子どもの栄養状態、妊婦のケア、子どもの予防接種等、村人の保健医療状況のモニタリングなど)

◆ 子どもの栄養失調は、東北部と北部が他の地域よりも深刻。(バンコクや中央部と比べて約 2 倍の栄養失調児がいる)

◆ 妊産婦死亡率は 13.2(対出生 10 万人)、乳児死亡率は 6.2(対出生 1,000 人)であった(2000 年)

◆ エイズ感染者数は 1998 年にピークに達した。2001 年 7 月までに累積で 174,669 人のエイズ患者と 48,241 人のエイズによる死亡者が報告されている。

農林水産業分野における WID/ジェンダー

◆ 約 700 万人の女性が農業セクターの従事者であり、この数字は全セクターの女性労働者総数の 47.5%に相当する。セクター内では女性は 43.8%を占めている(2000 年)

◆ 男性と女性は、農産物の生産・加工に関わるほとんど全ての活動において同様に仕事を行っており、男性の仕事、女性の仕事といった区分は存在しない。歴史的にタイの女性は、農産物の生産と販売の両方において非常に活動的である。商売においては、多くの社会文化的要因から女性の方が優位。

◆ 父母両家系主義的な文化背景もあり、土地は女系に相続される場合が多い。(結婚時に男性が女性の家に入り、女性側の家族の働き手となる慣習によって強固となっているため。特に東北部の北部の農村において。)

◆ タイでは性別による漁業権問題は存在せず、漁業における女性の役割は広範である。

◆ 農業普及局は、2001 年に全国で 5,580 ヶ所の「地区農業技術移転センター」を設置した。

経済活動分野における WID/ジェンダー

◆ 1998 年労働者保護法は、女性に対する平等な待遇や産休を保証すると同時に、妊娠に関連した差別から保護されるような条件を要請している。

◆ 小さな子どもをもつ女性労働者に対する体系的な支援は大いに不足しており、育児施設の促進は最近のことである。

◆ 女性の国家公務員は全職員の 40.2%であり、民間部門における女性従業員は 44.7%であった(労働力調査、2000)

◆ 学歴が前期中等教育以下の女性は、インフォーマル・セクターにおいて働く比率が高い。

◆ WID に関連する産業政策は、地域コミュニティや地方における産業開発の促進、中小企業の普及、および中小規模銀行の設立といった長期計画。中小企業が果たす役割の重要性を認識した計画となっており、そうした中小企業の大多数は女性が集中しているインフォーマル・セクターによって運営されるものである。

◆ インフォーマル・セクターは、母親、主婦、シングル・マザーなど、女性にとっては、比較的柔軟性があり、参画しやすい労働市場となっているが、それとは対照的に、その脆弱性として、不安定さ、不規則な収入、安全に関するリスクなどがある。資金、教育・訓練等へのアクセスの欠如、団体交渉や労働者の保護が存在しないといった点もあげられる。

◆ 政府の小規模金融制度による融資プログラムも実施されており、性産業に入る恐れのある失業中の女性や若い女性層など、リスクを抱えた女性をターゲットとしている。

◆ タイにおいては、労働者の 14%、または 500 万人近くが国内出稼ぎ労働者。男女共に経済的な事情および家族の事情から、出稼ぎをしており、出稼ぎ人口の男女比率に大きな差は見られない。